

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種
使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について
(平成 18 年 3 月 17 日～4 月 17 日(セイヨウナタネ1件、トウモロコシ1件))

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
- ・記者発表
- ・資料の配付

(2) 意見提出期間

平成 18 年 3 月 17 日 (金) ～4 月 17 日(月)まで

(3) 意見提出方法

郵送、ファクス又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課

2. 意見募集の結果(関係省に提出された意見の合計)

意見提出数	2通
整理した意見数 (総数)	3件(3件)

3. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙)

「遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件」に対する意見の概要及び対応方針について
(平成18年3月17日～4月17日(セイヨウナタネ1件、トウモロコシ1件))

	該当箇所	意見要旨	対応方針	件数
1	全体について	<p>これらの承認は、遺伝子組換え食物が食卓に現れてくることを国は進めているという立場と受け取らざるをえない。</p> <p>食べたくない者の選択の自由を奪う可能性が高いので、承認には反対する。</p>	<p>遺伝子組換え農作物の使用に当たっては、①食品としての安全性に関しては「食品衛生法」、②飼料としての安全性に関しては「飼料安全法」、③野生動植物の種の保存への影響の防止に関しては「カルタヘナ法」に基づき、開発者等が使用するために申請したものについてそれぞれ科学的な評価を行い、その結果、問題がないもののみ流通や栽培が認められているところです。今回のセイヨウナタネ及びトウモロコシの第一種規程の承認申請は、上記③に基づくものです。</p> <p>なお、食品としての安全性が確認された遺伝子組換え農産物とその加工食品については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律及び食品衛生法に基づき表示ルールが定められ、平成13年4月から義務化されています。したがって、セイヨウナタネやトウモロコシも含め、我が国で流通する可能性のある6種類の遺伝子組換え農産物と、これらを原材料とし、加工工程後も組み換えられたDNA又はこれらによって生じたたん白質が検出できるとされている31種類の加工食品群については、「遺伝子組換えである」等の表示が義務づけられています。また、表示が義務づけられる対象については、遺伝子組換え農産物の流通実態等を踏まえ、適宜見直しを行うこととしています。</p>	1
2	除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネについて(全)	セイヨウナタネを始めナタネの類は、キャベツや小松菜などとも近縁であり、もしも、汚染がひろがって	カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用による生物多様性への影響評価は、生物多様性影響評価実施要領等に基づき、競合における優位性、有害物質の産生性、交雑性等の項目について科学的	1

体)	<p>しまうと私たちの食卓を直撃するおそれがある。</p> <p>組換えセイヨウナタネが勝手にひろがるおそれはないという根拠がどこにあるのかわからない。</p>	<p>データに基づいた評価を行い、その評価結果を基に学識経験者の意見を聴取しつつ我が国の野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて、判断する仕組みとなっています。</p> <p>当該組換えセイヨウナタネについては、除草剤耐性であることが自然条件下での選択圧に対して非組換えのセイヨウナタネに比較して優位に働くことはなく、非組換えセイヨウナタネ以上に優占していく可能性は極めて低いと考えられること等から、生物多様性影響が生ずるおそれはないとした生物多様性影響評価書の結論は妥当であるとする学識経験者の意見も踏まえ、非組換えセイヨウナタネ以上に本組換えセイヨウナタネが広がり、生物多様性に影響を及ぼすおそれはないと判断しています。</p> <p>除草剤耐性セイヨウナタネの生育状況等については、我が国において継続的に調査を実施しており、これまでのところ、セイヨウナタネ以外のカラシナ、在来ナタネ等からは、除草剤耐性遺伝子は確認されていません。（http://www.bch.biodic.go.jp/natane_1.htmから参照できます）。</p>	
----	--	---	--

3	<p>除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネについて（競合における優位性）</p>	<p>遺伝子組換え除草剤耐性セイヨウナタネは、環境中で生育し続けるとすれば、グリホサート耐性であり、生物多様性に悪影響を与える可能性を排除できない。</p> <p>道路管理において、当該セイヨウナタネに防除効果のある除草剤を、全国的規模で自費で大量散布する事態になると考えられる。日本人として、経済、環境の両面で国益を損なうこのような事態は到底容認できず、絶対に承認すべきでない。</p>	<p>学識経験者の意見にあるように、本組換えセイヨウナタネは、競合における優位性に関して、非組換えセイヨウナタネと比較して生物多様性に影響を及ぼすような差異は認められていないことが示されています。また、除草剤耐性であることが自然条件下での選択圧に対して非組換えナタネと比較して優位に働くことはないと考えられることから、路傍等に本組換えセイヨウナタネが生育したとしても、そこからさらに広がって自然条件下において優占していく可能性は極めて低く、競合における優位性に起因する生物多様性影響が生ずるおそれはないと判断しています。道路管理のための除草方法は、それぞれの道路管理者により方法が選択されており、現在は、除草剤散布の他、機械による刈払いや人力による除草が行われています。</p>	1
---	--	--	---	---